

適正金利論

平 中 貫 一

はじめに

- 一 金利の意義・種類・実勢
- 二 規制のあり方
- 三 適正金利論

はじめに

本稿は、サラリーマン金融における適正金利を論じる。前稿^{*}では、主に金利規制のあり方を論じ、利息制限法の廃棄と市場金利と連動した市場的保护による金利規制を主張したが、現在でもその主旨は変化していない。しかし、適正金利論としては、その市場的保护という考え方がやや分かりにくかったように思われる。そこで、本稿では、正面から適正金利を論じて、その主旨をより分かりやすくしたい。

そもそも経済学からすれば、適正な金利などという概念はあり得ないという主張になるが、本稿は市場金利の促進と債務者保護の調整という観点から、適正な金利というものが成り立つとの考えに立っている。その点、前稿よりもやや債務者保護に傾いたきらいはあるが、妥当な結論であると考えている。以下に、金利の意義・種類・実勢および規制のあり方を説明

^{*}横田貫一「消費者金融と金利の市場的保护」山口経済学雑誌38巻1・2号63頁（1989年）。本稿中、金利の実勢及び規制のあり方を論じた部分は、前稿を改訂したものである。

したあと、適正な金利を論じる。

一 金利の意義・種類・実勢

1 金利の意義

金利とは、資金を一定期間貸したことに對して支払われる報酬のことである(広辞苑)。利息、利子ともいう。利息、利子の息および子は子供のことであり、いずれも元本が生み出した利益の意味で使われたのであろう。

金利は、元本使用の対価であるが、財貨・サービスの価格と同じように算定できる。すなわち、原材料費(調達金利)、人件費、物件費、在庫リスク(貸し倒れリスク)、適正利潤などである。銀行の場合、調達金利は低く、担保・保証を取っているため貸し倒れリスクも低い。それに対して、サラ金の場合は調達金利が高く(ひどいときには年率15%にもなったらしい)、貸し倒れリスクが高い(1割、多いときには2割近い償却処理がなされたが、現在ではかなり低下してきている)。また、銀行に較べて人件費・物件費も高いであろう。サラ金の初任給は銀行よりも高く、過剰な出店競争や一等地での開店はかなりの出費となっているはずである。もちろん、サラ金の高金利はこれらのコストの結果というよりも、適正利潤をはるかに越えた不当な利潤によることは指摘するまでもない。サラ金二法成立後のサラ金貸出金利の相対的低下は不当利潤の切り詰めによるものであろう。調達金利も低くなってきているであろうし、人件費・物件費も切り詰めれば、サラ金貸出金利はさらに低下するはずである。

2 金利の種類

a 公定歩合——日本銀行が民間金融機関に対して貸付を行うさいに適用される基準金利をいう。現在は低水準であるが、金融政策・景気対策からかなり変更される。過去では、昭和55年3月から7月まで年率9%という高い公定歩合が定められたことがあった。その意味で、公定歩合を政策金利とすることがある。

b プライム・レート——信用度の特に高い貸付（対一流企業）に適用され、最優遇金利という。これには短期と長期があり、短期プライム・レートは従来公定歩合に事実上連動して変更されていたが、1989年1月以来、都市銀行を中心に総調達コストと金融環境を勘案して独自に決定される方式に移行している。これを新短期プライム・レートという。長期は返済期限一年以上のものに適用され、臨金法上の制約はないが、実際には行政指導などによって各金融機関の金利に違いは生じていない。

c コール・レート——金融機関相互の短期の資金貸借の場をコール市場といい、そこで適用される金利をコール・レートという。

d 現先レート——一定期間後に一定の価格で同一銘柄を売り戻す、または買い戻すことを予め約定した債券売買取引を現先取引といい、それに適用される金利を現先レートという。

e 手形レート——一年物までの企業振り出しの優良手形が金融機関の間で売買される市場を手形売買市場といい、そこで割引料の形で手形額面額から差し引かれる金利を手形レートという。

f 法定利息——法律によって定められた利息である。民・商法上の法定利息のように固定金利の場合もあれば、利息制限法のように上限金利である場合もある。外国では、公定歩合に連動した変動金利を法定利息としている国もある（フランスやデンマーク）。日本でも、公定歩合と連動させるべきである（間接的にそのことを主張したのは、横田貫一「英国における法定利息の再評価」立命館大学人文科学研究所紀要30号144頁（1979年）である）。民法上はより狭義に、利息付であるべき取引について利率が約定されなかった場合の利息を、法定利息といっている。

g 約定利息——当事者によって特に約束された利息をいう。

h 遅延利息——約束された返済期日以降の利息を遅延利息という。中世における利息の正当化根拠の一つであった。日本では、遅延利息は損害賠償であって、利息ではないと言われている（その意味で遅延損害金という言葉が使われている）。しかし、損害賠償の額は419条により法定利率ま

たは約定利率であり、それ以上の損害を立証しても請求できないのだから、利息と解してなんら差し支えない（ドイツではこのような請求を認めており、フランスでも故意による場合には、請求を認めている（これは1900年のフランス民法典の改正による）が、これらの国では法定利率または約定利率を越える部分はもはや利息ではなく、損害賠償である）。日本は、不可抗力免責を認めない代わりに、法定利率または約定利率に制限したと考えられている（能見善久・注釈民法(10)・660頁）。法定利率または約定利率を越える損害を恐れる（予見できる）貸し主は損害賠償額の予定をしておけばよい。

i みなし利息——表面上の利息を低く見せかけるために、礼金や手数料の名目で実質的な利息を取ることがよく行われるため、これらを利息とみなすことが法律によって規定されている。法律により、また国によってその範囲は異なりうるが、最近では信用の総費用 (total charge of credit) を利息とみなし規制する国が多い。日本でも、利息制限法は契約締結及び弁済費用を利息とみなしていないが、出資法はこれらも利息とみなしている(5条6項)。脱法行為を許さないためには、金融に係わって受信者から与信者その他の第三者に交付される金銭（たとえば信用仲介料や信用保険料なども含めて）をすべて利息とみなすべきである。

j インプリシット金利 (implicit interest rate) ——銀行に超過利潤が生じるような低利固定の預金金利規制が存在する場合、銀行には規制されていない景品やサービスでより多くの顧客を獲得しようとするインセンティブが働く。このような景品やサービスの形で顧客に支払われる預金の対価をインプリシット金利と呼んでいる（金融用語辞典）。

k ディスカウント金利——アメリカでは、利息の天引きをディスカウント金利と呼び、アドオン表示と並んで規制している。日本では、利息制限法2条が元本充当を認めている。

3 金利の実勢

表1は、やや古くなるが昭和54年1月から昭和59年1月までの消費者ロー

表1 消費者ローンの金利

(単位：年利%)

年 月	国 業 界 等	日 本										アメリカ			
		公定歩合	銀 行					信 販		家 電 レ ジ ツ	自 動 車 (新 車)	短 期 ラ イ ト プ ム ト	長 期 ラ イ ト プ ム ト	公 定 歩	プ ラ イ ム ト ラ イ ト
		52/4	52/5	52/12 貸 出 平 均	52/10 住 宅 ロ ン	52/6 提 携 ロ ン (住 宅 ロ ン 以 外)	消 費 者 ロ ン	52/8 カ ー ド	52/8 月 販	52/1 家 電 レ ジ ツ	52/4 自 動 車 (新 車)	52/9 短 期 ラ イ ト プ ム ト	52/9 長 期 ラ イ ト プ ム ト	52/8 公 定 歩	52/8 プ ラ イ ム ト ラ イ ト
54. 1		5.0	5.75	6.886	7.92	14.75		7.2	7.2	13.03	18.5	4.5	7.6	5.75	7.00
2				5.917											
3				5.892											
4		4.25		5.872											
5				5.889								4.50			
6				5.999									7.70		
7		5.25		6.100	7.92		9.60								11.50
8				6.204		10.0						5.50		10.00	11.75
9			6.00	6.396									8.20	10.50	12.25
10				6.578	8.22		10.20			10.50	17.90			11.00	13.50
11		6.25		6.709										12.00	15.00
12				6.872		11.0		7.20	7.44			6.50			15.50
				7.064											15.25
55. 1				7.184											
2		7.25		7.320								7.50		13.00	16.75
3		9.00	7.00	7.758								9.25	8.80		19.50
4			7.25	8.222	8.52		10.80			12.50			9.50		
5				8.609	8.88		11.70	8.40	8.64		18.70			12.00	14.00
6				8.818										11.00	12.00
7				8.893		11.75								10.00	11.00
8		8.25		8.875								8.50			11.50
9				8.739										11.00	13.00
10				8.656						13.50					14.50
11		7.25		8.525								7.50	8.80	12.00	17.75
12			7.0	8.274	8.52									13.00	21.50
56. 1				8.142			11.10								20.00
2				8.091											19.00
3		6.25		8.019				7.20	7.80			6.75			17.50
4			6.25	7.900									8.50		18.00
5				7.793	8.34									14.00	20.50
6				7.702											20.00
7				7.669											20.50
8				7.651											
9				7.640											19.50
10				7.636			13.50				18.50				18.00
11				7.634									8.90	13.0	16.00
12		5.50		7.557								6.00	8.60	12.0	15.75
57. 1			5.75	7.456											15.75
2				7.339											16.56
3				7.264		11~12									16.50
4				7.236	8.22								8.40		
5				7.215											
6				7.190											
7				7.174											
8				7.170										11.50	16.26
9				7.179										10.00	14.39
10				7.182	8.46								8.90		13.50
11				7.144										9.50	12.52
12				7.147										9.00	11.85
													8.60	8.50	11.50
58. 1				7.134	8.34										11.00
2				7.120											10.50
3				7.111											
4				7.102											
5				7.099	8.22										
6				7.078											
7				7.064											
8				7.058											
9				7.050											11.00
10		5.00		7.041											
11				-	8.10										
12												5.50	8.20		
59. 1		5.00	5.00	-	8.10	11~12	13.50	7.20	7.80	13.50	18.50	5.50	8.20	8.50	11.00

(資料) 日本銀行統計局「経済統計年報」、同局「外国経済統計年報」および日本割賦協会調
 (注1) 信販、家電はアドオン表示。家電は金利、手数料を合わせた率 (注2) 自動車は業界標準料率(実質年率)
 (注3) 住宅ローンは都市銀行 (注4) 消費者ローンは用途自由(不特定)の非形態ローン。住宅ローンは保証料等を含まない。
 (注5) アメリカの公定歩合はニューヨーク連銀のもの。プライムレートは米10代銀行中6銀行がそろった時点とする。

ン金利の推移をまとめたものである（統計の翌年版からはこの表が消えているので、やむを得ず利用している）。公定歩合の変動にともなって預貯金金利がすみやかに高低することは周知の事実であるが、消費者ローンの金利となるとそうではない。公定歩合は昭和55年3月に9.00%を記録するなど変動しているが、銀行のフリーローンの金利は昭和56年1月に0.6%下げたのを例外にほとんど一貫して上昇している。特に、昭和56年10月にフリーローンの金利は13.50%に引き上げられたが、その後、昭和62年2月に11.50%に引き下げられるまで約5年半の長きにわたって変動しなかった。その後、カードローンについては1年定期の預金金利の変動に対応してカードローンの金利を改訂するルールが採用され、昭和62年4月から11.1%に、同年8月から9.5%に引き下げられた。平成2年5月現在では、商品によって異なるが、低いものではカードローンで8.6%、フリーローンで7.5%になっている。その間に、公定歩合は昭和62年2月に何と史上最低の2.5%にまで引き下げられていた。当時、フリーローンの金利が公定歩合に対応して変動しなかったのは、臨金法の上限金利である年15%が低すぎて、その下で設定された13.50%では特に信用のある一部の消費者にしか貸し出せなかったからであろう。平均的リスクの消費者に貸し出すには、銀行は上限金利が25%以上でないと赤字であると主張していたので（日本経済新聞昭和61年3月11日）、いずれにせよ15%以下の金利の変動は銀行にとって無関係であると考えられたからである。昭和62年2月の11.50%への引き下げは国民生活審議会消費者政策部会「消費者信用における金利等の弾力化等について」に対応したものであって、銀行が自主的に引き下げたものとは言えない。近時の金利の引き下げも、一部の優良な消費者に向けられたものであり、名目的なものである。

表2は、貸金業者の資本金規模別に貸出金利を集計したものである。昭和59年3月末の調査であり、出資法の上限金利が73%のときのものであるが、中小の貸金業者では貸出金利が上限の73%にはりつく傾向が見られた。大手4社は当時すでに、47.25%以下で貸出を行っており、昭和62年4月の

時点では39.50%以下で貸し出されている（国民生活昭和62年4月号）。平成2年3月の大蔵省銀行局調査によると、消費者無担保貸金業者の平均貸付金利は30.10%となっている（生活行政情報90.5.25）。このうち、貸付規模50億円超の業者の平均金利は27.45%、貸付規模1—50億円の業者の平均金利は40.25%である。これらを合計すると、貸付残高は全体の95.7%、業者数では9.1%になる。他方、貸付規模1億円以下の業者の平均貸付金利は46.63%であり、貸付残高では4.3%、業者数では90.9%を占めている。これらの業者が40.004%の本則金利を達成できないのは不当な利潤追及によるとばかり言えない。先に示したように、貸し倒れリスクの高さ、回収コスト、さらには調達資金金利の高さにもよっている。大手でも他の業界よりも高く、条件が悪いと15%にもなると言われる（月刊消費者信用昭和62

表2 期末残高クラス別金利別貸出件数構成(59年3月末調査)

(単位：%)

	全体ウ エイト	1億 円未 満	1～5 億 円未 満	5～10 億 円未 満	10～30 億 円未 満	30～100 億 円未 満	100億 円以上	大 手 社
年利36.5% (日歩10銭以下)	1.5	0.1	0.1	0.04	2.4	0.6	1.6	1.6
36.50% (日歩10銭)	7.3		1.0	3.2	2.0	1.5	2.7	10.0
40.15% (日歩11銭)	16.6			0.3		0.04		25.4
43.80% (日歩12銭)	13.9		0.02	5.0	0.03	0.1	0.1	21.2
47.25% (日歩13銭)	33.58	2.1	2.8	6.5	8.4	5.5	31.5	41.8
51.10% (日歩14銭)	0.02		0.01		0.04	0.1		
54.75% (日歩15銭)	10.7	3.4	10.1	18.8	25.43	27.76	35.8	
58.40% (日歩16銭)	0.4	1.9	5.6	3.1	1.13	2.4		
62.05% (日歩17銭)	2.1	60.0	8.4	3.6	14.6	10.1	1.1	
65.70% (日歩18銭)	7.5	9.7	29.7	16.6	14.8	30.0	16.8	
69.35% (日歩19銭)	2.6	8.2	1.3	10.3	7.2	7.5	7.3	
73.00% (日歩20銭)	3.8	14.6	40.97	32.56	24.0	14.5	3.1	

(出典)日本消費者金融協会「消費者金融白書」

経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編・消費者信用の新たな課題208頁(1985年)

年2月号57頁)。これに対し、先の銀行局調査によると平均調達金利は貸付規模1億円超の業者で5-7%、1億円以下の業者で5%であるという。これによれば、調達金利はさほど高くないようであるが、これはあくまで平均であり、さらに同調査でも1億円以下の業者では延滞率がかなり高いようである。平成3年11月から40.004%の本則金利が実施されているが、これにより廃業したり、登録を更新しない零細業者がかなり発生するものと予測される。もちろん、経営努力によって本則金利を達成することが零細業者にまったく不可能というわけではない。

最後に、クレジット・カード会社のキャッシング・サービスは銀行と貸金業者のギャップを埋める金融商品である。VISAの場合、利用金額の3%が金利であり、最短25日間で実質年率43.8%、最長55日間で19.9%になる。日本ダイナース・クラブが若干低いのを除き(利用金額の2.7%)、各社共通である。この他、カード会員を前提としたカードローンでは低いものではJCBの特別会員用で12.6%のものがある。各社とも、近時、多様な金融商品を用意し、消費者ローンに積極的である。本来のショッピングよりもかなり儲かるからであろう。

二 金利の規制

1 金利規制のあり方

金利規制のあり方をめぐって、二つの考え方が対立している。一つは、消費者の自治能力に信頼を置かず、市場が不完全であると決め付けて、社会的弱者である消費者を保護し、救済するために国家ないし行政の積極的介入を促進するという考え方である。これを行政的保護と呼ぶ。この考え方によれば、金利は法律によって規制されなければならない、金利規制法は消費者に対し金銭借り受けに対する公正な代価、与信者に対し金銭貸付に対する公正な見返りを保障するものである。消費者と与信者の間にある熟練度・経済力の不均衡のために、消費者は法外な金利を課されやすい。そ

もそも、金利の決定は重要な社会的決定の一つであり、許容される金利を定めることにより、国家はどのようなタイプの人々が正当な与信者にアクセスできるかを決定している。明らかにこの決定は重要であり、この決定を与信者に委ねることは極めて危険である。与信者は利益をあげるために少しでも多くの与信をしようとするから、消費者のリスクが高ければ高利によって信用を供与しようとする。しかし、金利はたとえ利益を生み出すものであっても、ある水準で禁止されるべき不当なものとして判断される。なぜなら、高利を許容すれば社会が重大な被害を受けるからである。多くの消費者が高利で金銭を借り受けることが認められていると、一部の消費者は必ずローンを返済できなくなる。リスクが高くなればなるほど、金利はますます上昇し、より多くの過剰債務・支払不能を発生させるであろう。このような社会的混乱を回避するために、国家はある消費者がもはや金銭を借り受けることができない水準を決定する正当な権利を有する、というのである。

他方で、消費者の自己決定権を尊重し、市場競争による問題への対応を目指すという視角から、自己決定権の行使が阻害されているのであればそれらを排除し、また市場が不完全であれば市場競争を促進するという方向で法的規制を進めていくという考え方がある。これを市場的保護と呼ぶ。この考え方によれば、金利は法律によって直接的・固定的に、特に利息制限法のように規制されてはならず、市場による適正な金利の成立を促進する方向で法的規制がなされなければならない。そもそも、金利は国家が法律によって決定すべきものではなく、消費者と与信者の需給関係を通じて市場が決定するものである。しかし、現実の市場は不完全であることが多く、市場競争を有効化する施策、特に実質年率の表示を義務付けるなどの開示規制や正当な与信者、特に銀行などの市場参入を容易にする施策が必要である。けれども、金利規制法、とりわけ利息制限法が予想される市場金利よりも低いところで金利の上限を決定している場合、金利は利息制限法の上限金利に貼り付いてしまう。それによって、多くの消費者は市場金

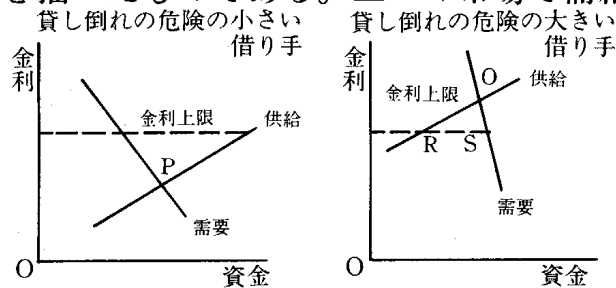
利かそれ以上の金利でしか金銭を借り受けることができないであろうから、合法的な消費者金融市場では与信を受けられない。正当な与信者もごく少数の特に信用のある優良な消費者だけを相手にしていたのでは営業にならないので、消費者金融市場に参入できないか、参入しても撤退せざるをえなくなる。新規参入がない以上、市場への資金供給が増加しないのだから、金利を下げようとするインセンティブも働かない。多くの消費者がそれでも与信を望めば、ブラック・マーケットに依存しなければならない。従って、利息制限法は消費者を保護することにならない、というのである。

行政的保護は法律家の間で、市場的保護は経済学者の間で強く支持されている。ジェレミィ・ベントムはその「高利擁護論 (1787)」の中で当時のイギリスの利息制限法を批判し、成年で健全な者は自由に行為し目を見開いているかぎり、自己の利益のために金銭を取得したり、自己が適切と考える契約条件で契約することを妨げられるべきではないと主張した。ミルトン・フリードマンはニューズウィーク (1970.4.6) でベントムの高利擁護論にふれ、それが公表されてから約二世紀の間に、金利の法的規制に賛成した経済学者を一人も知らないし、その逆に金利を法律で規制しない国も知らないと述べた。日本でも、金融問題研究会「我が国における消費者信用のあり方」(昭和59年3月27日)は、やや控えめながら、「今後、金融機関による消費者信用への積極的な取組みを可能とするためには、消費者信用のあまり発達していなかった約30年前に制定された利息制限法の上限金利について再検討を行うことが必要であるとする意見が多かった」としている。

2 金利規制の経済分析

東大の浜田宏一は「消費者金融の経済学」(日本経済新聞昭59.10.29—11.2)で金利規制の経済分析を行っている。彼によれば、消費者金融の金利が動けば、借入れ需要や資金供給の増加、減少を招くと考えられ、消費者金融市場は借り手のリスクによってクラス分けされた異質の資金を取り扱う複数の市場から成り立っている。より危険と思われる借り手、小口の

借り手にはリスクや手続き費用を反映してより高い金利が課せられる。次に掲げた図は比較的貸し倒れの危険の小さな借り手と、大きな借り手とに対する需要曲線と供給曲線とを描いたものである。二つの市場で需給が均衡すると、安全な借り手はPに対応する低い金利で、危険な借り手はQに対応するより高い金利で貸出を受けることになる。この図から、まず金利を低下させるためには、市場に対してより多量の資金を流して供給曲線を右側に移動させることが必要である。市場に流れる資金量を少なくすることは、供給曲線を左側に移動させることを意味し、PやQの位置を高めてしまう。市場に流れる資金が増加することにより、供給主体の競争によって金利を下げようとするインセンティブが生じる。



次に、図の点線の水準に金利の上限が設定されたとする。信用状態の高い借り手の支払う金利水準はそれによって直接には影響を受けないが、信用状態の比較的低い借り手の金利は金利の上限によって制約される。しかし、金利の規制によって危険度の大きい借り手に対する供給は減少してしまうので、図のRSに対応する満たされない需要が生じてしまう。従って、貸し倒れの危険の大きい借り手のうち一部しかその需要を満足できなくなる。

以上の分析から、浜田は利息制限法における利息の最高限は低きにすぎ、そのために銀行などの金融機関が消費者金融に熱心でなくなるとすれば、利息制限法の規制は撤廃するか、少なくともその上限利子率の水準を再検討する必要があると結論付けている。

浜田の分析は基本的に適切であると思う。もちろん、浜田が指摘するように、この分析が妥当するには、なお消費者選択の合理性の確保や情報の非対称性の改善（そのための施策としては信用情報機関の整備がある）が必要である。しかし、消費者金融市場がリスクによってクラス分けされた

複数の市場から成り立っている点は実際にクレジット・カード会社がカードローン金利を会員のクラス毎に設定している事実(たとえばJCBではクラス、ゴールド、ネクサス、ホワイトの4つに分け、それぞれ12.6%、14.4%、15.6%、17.4%の実質年率を適用している)によって裏付けられているし、銀行などの参入を促進すべきであるのはアメリカなどの施策で実証されている。それゆえ、利息制限法の規制が低すぎるかどうかはともかく、少なくともその固定性は問題とすべきであるし、さらに市場金利との関係は再検討を要するであろう。

三 適正金利論

市場的保護の考え方や浜田の経済分析によれば、利息制限法の上限金利は再検討されなければならない。そのさい、現実の市場不完全を前提とすれば、上限金利を完全に撤廃してしまうことは誤りであろう。それでは、上限金利はいかにして決定されるのか。

まず、利息制限法の上限金利が批判にもかかわらず正当であるとする立場がある。これは、もともと、民法学者の多くが超過利息の元本充当を認めた最高裁判例に高い評価を与えていたことと符合している。利息制限法は債務者保護法であって、その趣旨を貫徹すべきであるというのである。これは、さらに貸金業規制法43条が再度みなし弁済を復活させたことに対する反論にも現れている。日弁連消費者問題対策委員会は、サラ金利用者の多くが年収400万未満の低所得者であり、借入金が生計費の補填に当てられていることを実証しつつ、消費者ローンの適正金利は利息制限法の上限金利以下でなければならないと結論付けた。しかし、消費者金融は慈善事業ではないから、債務者の返済能力からのみ適正金利を決定するという方法は、債務者保護という観点からは首尾一貫したものであっても、受け入れがたい。低所得者の生活保障はより社会保障的な観点からアプローチすべきであろう。

次に、利息制限法の上限金利の二倍を上限とする消費者信用法要綱試案がある（植木ほか編・クレジット法の理論と実際236頁(1990年)）。これは、利息制限法の正当性を肯定しつつ、比較法的考察や出資法との調整を考慮したもので魅力的である。特に、利息制限法の元本10万円未満の場合年二割を二倍すれば四割になり、出資法の本則金利である40.004%と接続する点が評価できる（谷啓輔・現代契約と現代債権の展望1・282頁(1990年)はこの点を評価している）。しかし、金利の実勢からは是認しうるこの考え方も、利息制限法の正当性を当然の前提としている点は問題である。利息制限法の二倍という基準が現在妥当であるとしても、それは偶然の産物であって、将来の保障はない。より合理的な基準を探究すべきである。

第三に、サラ金業者の原価計算から適正金利を年率36%とする考え方がある（上田昭三・個人ローンの実態と展望64頁(1981年)）。原価計算から適正金利を算定していく方法はまさに営業として成り立つ金利を計算する訳だから、基本的には妥当な方法だが、逆に上限金利規制の債務者保護という性格をまったく考慮していない点に問題がある。そもそも上限金利規制は、ほんらい市場が決すべき金利水準に、債務者保護の観点から上限という枠をはめたものである。原価計算だけから上限金利が決定できるという性質のものではない。結果的に、年率36%がアメリカのU3Cの規制と一致していても、それだけで説得力を持つ訳ではない。

結論としては、理想的な消費者金融市場において均衡する市場金利の二倍を上限金利とすべきである。二倍という基準はローマ法以来の *laesio enormis* (莫大損害) を参考としたものである。近代経済学を当然の前提とする古典的民法典は正当価格や莫大損害の考え方を原理的に否定したが(特にドイツ民法の立法者はそのことを明言している)、むしろ現代法の立場からは歴史かつ栄光ある莫大損害を尊重すべきである。問題は何が「理想的な消費者金融市場において均衡する市場金利」であるかである。経済学的には、これを具体的数字に置き換えることは無意味であるが、上限金利規制としてはある程度の明確さが必要である。現時点では、銀行のフリーロー

ンの金利をこれにあたると解したい。そうすれば、おそらく年率20%位が現在の上限金利となるであろう。これは利息制限法の上限金利と一致するが、このことはあくまで偶然の一致であるにすぎない。公定歩合の変動により、フリーローンの金利も変動し、それに合わせて上限金利も変動するのである。